

◇国際基準等の解説◇

「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」の概要

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）

専門研究員 齋藤 愛子

専門研究員 佐藤 祐成

I. はじめに

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2025 年 12 月 11 日、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正」（以下「IFRS S2 号の修正」という。）を公表した¹。

本稿では、IFRS S2 号の修正の概要について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、SSBJ の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

II. IFRS S2 号の修正

1. IFRS S2 号の修正の経緯

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の適用を支援することについて、ISSB の作業計画における最上位の優先事項と位置付けている。その適用を支援する取組み、特に「IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ」に寄せられた質問や、ISSB 基準の採用を検討している法域との対話を通じて、適用上の課題が識別されていた。

それらの適用上の課題の一部に対応するものとして、2025 年 4 月 28 日に、IFRS S2 号の要求事項を修正する公開草案が公表された。その後、公開草案に寄せられたコメントに基づいて再審議を行った結果を踏まえて、2025 年 12 月 11 日に、IFRS S2 号の修正が公表された。

¹ IFRS S2 号の修正の原文は <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/12/issb-issues-targeted-amendments-ifrs-s2/> より入手可能である。

2. IFRS S2 号の主な修正点

IFRS S2 号の修正は、次の 4 つの点について、IFRS S2 号の要求事項を修正し、容認規定を追加するか、既存の容認規定を明確化するものとなっている。

- スコープ 3 カテゴリー 15 の温室効果ガス排出の測定及び開示
- ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示における「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の使用
- 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル（2004 年）」という。）とは異なる測定方法の使用
- 使用する地球温暖化係数（GWP）

また、IFRS S2 号の修正に伴い、「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASB スタンダード』に対する修正」（以下「『SASB スタンダード』の修正」という。）が公表され²、一部の産業の「SASB スタンダード」について、IFRS S2 号の修正に伴う結果的修正がなされている。

(1) スコープ 3 カテゴリー 15 の温室効果ガス排出の測定及び開示

（適用上の課題）

改正前の IFRS S2 号では、スコープ 3 カテゴリー 15「投資」の温室効果ガス排出の絶対総量の測定及び開示にあたり、特定の金融活動の種類や資産クラスを明示的に除外していなかった。一方、IFRS S2 号の「結論の根拠」では、測定の方法論が確立されていないことを理由にファシリテーションに係る排出及びデリバティブに帰属する排出を除外することとしたとされていた。このため、ISSB が測定の方法論が確立されていないと認めた金融活動の種類や資産クラスについて、スコープ 3 カテゴリー 15「投資」として開示する範囲に含まれるかどうか不明瞭であるとされていた。

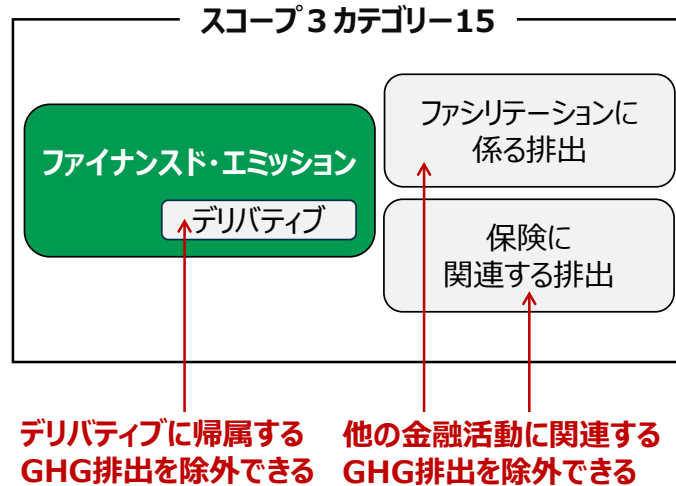
（修正の概要）

スコープ 3 カテゴリー 15「投資」に関する温室効果ガス排出の測定及び開示をファイナンスド・エミッションに限定することができるとする容認規定が追加されることとなった。また、この限定の目的上、デリバティブに帰属する排出を除外することが容認されることとなった（第 29A 項）。この結果、ファイナンスド・エミッションとは区別されるその他の金融活動に関連する排出（例えば、ファシリテーションに係る排出や保険に関連する排出など）について、スコープ 3 カテゴリー 15「投資」の測定及び開示から除外するこ

² 「SASB スタンダード」の修正の原文は <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/12/issb-issues-targeted-amendments-ifrs-s2/> より入手可能である。

とができることとなる（図表1）。なお、除外の範囲を決定するにあたり、デリバティブはIFRS S2号において定義せず、企業が判断を適用してデリバティブの範囲を決定することとされている。

【図表1】スコープ3 カテゴリー15 の範囲



（出典）SSBJ事務局作成

第29A項の限定を適用する場合、次の開示が要求される（第29B項）。

- 限定の適用にあたって、何をデリバティブとして扱ったかの説明（例えば、関連する財務諸表において適用されたIFRS会計基準又は他の一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従って、当該項目がデリバティブの定義を満たしているかの説明）
- 第29A項を適用した結果として、スコープ3 カテゴリー15の温室効果ガス排出から除外した金融活動（デリバティブに関連する活動を含む）に関する記述

また、企業がスコープ3の温室効果ガス排出にカテゴリー15の温室効果ガス排出を含めている場合、カテゴリー15の温室効果ガス排出の合計及びファイナンス・エミッションの小計を開示しなければならないとされている（第29C項）。

(2) ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報の開示における世界産業分類基準（GICS）の使用

（適用上の課題）

IFRS S2号は、商業銀行又は保険に関連する金融活動を行う企業に対し、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報について産業別に開示することを要求している。改正前のIFRS S2号では、産業別の開示にあたって産業分類システムとしてGICSを用いることを要求していた。しかし、法域によってはGICS以外の産業分類システムの使用を要求されている場合があり、重複した報告となる可能性があるとされていた。また、GICS

を用いる場合、ライセンス契約を締結しなければならず、追加のコストが発生する場合がありますとされていた。

(修正の概要)

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示において、産業別に分解する際に用いる産業分類システムについて、GICS を用いなければならないとする要求事項が削除された。また、産業分類システムの選択について、次の要求事項が追加された (B62A 項(a)(i)) 及び B63A 項(a)(i))。

- 気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で、投資先又は相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択しなければならない。
 - 同じ産業や同じ法域で事業を営んでいる企業など、他の企業によって一般的に用いられているシステム（一般的に用いられるシステム）は、その企業のみによって用いられているシステム（企業固有のシステム）よりも、情報の比較可能性を支える可能性が高い。
 - 他のすべての条件が同じであれば、企業間の情報の比較可能性を支援する、一般的に用いられるシステムを選択することを優先しなければならない。
- 商業銀行及び保険に関する活動の両方を行う企業は、商業銀行と保険とで同じ産業分類システムを用いる必要はない。

産業分類システムの選択について、次の開示が要求される (B62A 項(a)(ii)及び B63A 項(a)(ii))。

- 投資先又は相手方を分類するために用いた産業分類システム
- 産業分類システムの選択が B62A 項(a)(i)又は B63A 項(a)(i)の要求事項をどのように満たしているのかを理解するための情報

(3) GHG プロトコル (2004 年)とは異なる測定方法の使用

(適用上の課題)

改正前の IFRS S2 号では、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで GHG プロトコル (2004 年)とは異なる方法を用いることを要求している場合、その異なる方法を用いることができるとの容認規定を定めていたが、この容認規定の適用範囲が明確ではないとされていた。具体的には、企業の一部に対してのみ適用できるかどうかは明確ではないとされていた。

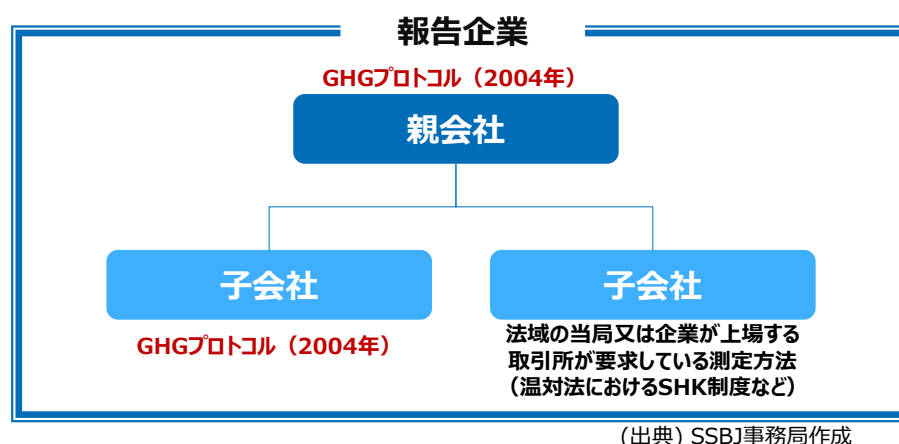
(修正の概要)

法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHG プロトコル（2004 年）とは異なる方法を用いることを要求している場合、その異なる方法を用いることができるとの容認規定は、報告企業全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることが明確化された（第 29 項(a)(ii)及び B24 項）。

また、企業が GHG プロトコル（2004 年）とは異なる方法を用いて測定した企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合、企業は、代替的な方法のそれぞれについて、適用される方法及び測定アプローチ等を開示しなければならないとされた（B28 項）。

この点、我が国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告は、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、GHG プロトコル（2004 年）とは異なる方法を用いることを要求している場合」に該当すると考えられる。このため、温対法における SHK 制度に基づく方法を用いることができる範囲についても明確化されたと考えられる（図表 2）。

【図表 2】 GHG プロトコルとは異なる測定方法の使用



(4) 使用する地球温暖化係数（GWP）

(適用上の課題)

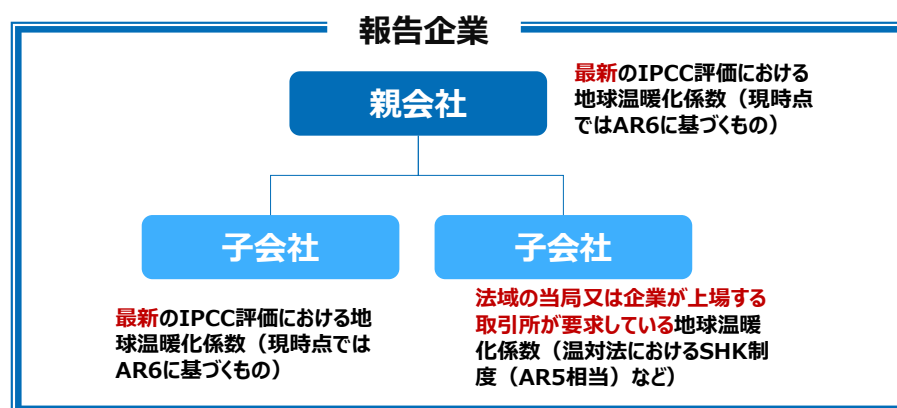
改正前の IFRS S2 号では、7 種類の温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換するにあたり、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数（以下「GWP」という。）を用いて CO₂ 相当量に変換することを要求していた。しかし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、最新の GWP（本稿執筆時点では、第 6 次評価報告書（AR6）に基づく GWP）とは異なる GWP（例えば、第 5 次評価報告書（AR5）に基づく GWP）を用いることを要求していることがあり、最新の GWP により計算することが求められる場合には煩雑になることが指摘されていた。

（修正の概要）

温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換するにあたり、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の全部又は一部について、最新の GWP とは異なる GWP を用いることを要求している場合、当該 GWP を用いることができることとされた（B21 項及び B22 項）。

我が国の温対法における SHK 制度において用いられる GWP は、政令において指定されているが、本稿執筆時点で指定されている GWP は第 5 次評価報告書（AR5）に相当するものと考えられる。この点、最新の第 6 次評価報告書（AR6）における GWP を用いて再計算する必要がないことが明確化されたと考えられる（図表 3）。

【図表 3】最新の GWP とは異なる GWP の使用



（出典）SSBJ事務局作成

（5）発効日及び経過措置

IFRS S2 号の修正は、2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間から適用することが要求され、早期適用が認められている（C1A 項及び C1B 項）。

また、IFRS S2 号を既に適用している場合、IFRS S2 号の修正を適用する最初の年次報告期間において、実務上不可能でない限り、次のように比較情報を調整することが要求されている（C6 項）。

- GHG プロトコル（2004 年）とは異なる方法を用いることができるとの容認規定、又は最新の GWP とは異なる GWP を用いることができるとの容認規定を適用した結果として、企業が温室効果ガス排出の測定を変更した場合、前報告期間にその選択を行って測定したものとして、比較情報を調整する。
- 前年度にスコープ 3 カテゴリー 15 の温室効果ガス排出を開示していた場合、新たな要求事項を前報告期間に適用していたものとして、カテゴリー 15 の温室効果ガス排出の合計及びファイナンスド・エミッションの小計を提供する。

- 前年度にファイナンスド・エミッションの情報を産業別に分解して開示していた場合、新たな要求事項に従って選択された産業分類システムを前報告期間に用いていたものとして、前報告期間の情報を調整する。

III. 「SASB スタンダード」の修正

（結果的修正の概要）

IFRS S2 号の修正に伴い、「SASB スタンダード」の修正が公表され、一部の産業の「SASB スタンダード」について、IFRS S2 号の修正に伴う結果的修正がなされている。「SASB スタンダード」の修正の内容は、次のとおりである。

- 「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」及び「保険」の「SASB スタンダード」において、IFRS S2 号の修正の「ファイナンスド・エミッション」の定義を相互参照する。ファイナンスド・エミッションの情報の開示にあたり、デリバティブに帰属する温室効果ガス排出を除外することができる旨を明確化する。また、当該救済措置の適用にあたり、何をデリバティブとして扱ったかの説明の開示を求める。
- 「商業銀行」及び「保険」の「SASB スタンダード」において、GICS の使用に関する定めである IFRS S2 号への相互参照を、IFRS S2 号の修正における項番への参照に修正する。

「SASB スタンダード」の修正の発効日は、IFRS S2 号の修正と整合するものとなっており、2027 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間から適用することが要求され、早期適用が認められている。

IV. 公開草案からの主な変更点

公開草案からの主な変更点は、図表 4 のとおりである。SSBJ は、除外したデリバティブ及び金融活動に関する開示、ファイナンスド・エミッションの小計の開示、及びファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に使用する産業分類システムの選択等に関連して公開草案の提案の要改善点を指摘するコメントを提出しており、これらの変更点には、SSBJ の公開草案に対するコメントの内容が反映されている。

【図表 4】公開草案からの主な変更点

公開草案	IFRS S2号の修正
スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示	
除外した金融活動及びデリバティブの数値（amount）の開示を要求することを提案	除外した金融活動（デリバティブに関連する活動を含む）に関する記述、及び何をデリバティブとして扱ったかの説明の開示を要求
（該当なし）	スコープ3カテゴリ15の合計及びファイナンスド・エミッションの小計の開示を要求
ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示におけるGICSの使用	
GICSの使用をデフォルトとする産業分類システムのヒエラルキーに従い、産業分類システムを選択することを提案	ヒエラルキーが削除され、有用な情報をもたらす方法で、投資先又は相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを選択することを要求
GICSを用いていない場合において、産業分類システムの選択の根拠の開示を要求することを提案	選択した産業分類システム及びその選択にあたり適用される定めをどのように満たしているかを理解するための情報の開示を常に要求
発効日及び経過措置	
具体的な発効日の記載はなく、できるだけ早く発効するように発効日を設定することを提案	2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用
（該当なし）	過去にIFRS S2号を適用していた場合における比較情報の取扱いに関する定めを追加

V. むすびに代えて

今回の IFRS S2 号の修正は、ISSB 基準の適用上の課題に対応するものであり、これらの課題は、ISSB 基準の採用を検討している法域との対話を通じても識別されたとされている。このうち、3つの修正（(2)から(4)の修正）については、SSBJ と ISSB が対話する中でも議論になったものである。

なお、SSBJ は、ISSB 基準の修正に伴い、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）が ISSB 基準と機能的に整合していることを維持するために、SSBJ 基準の改正について検討を行い、2025 年 12 月 15 日に SSBJ 基準を改正する公開草案を公表している（コメント期限は 2026 年 1 月 28 日）。

以上